

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

# 相続とお金の 情報マガジン

6

2026

## TOPICS

### P2 資産安心コラム

遺言書に添える「言葉」の役割  
家族への想いを形にする方法

### P3 暮らしとお金の教養講座

葬儀費用などで困らないために  
預貯金の仮払い制度とは

### P4 相続・贈与の基礎知識

「あげた・もらった」を残す  
贈与契約書の書き方と重要性

## 数字で見る相続

### 相続税申告漏れなど 非違件数7,826件

国税庁が公表した『令和6事務年度における相続税の調査等の状況』によると、相続税に関する実地調査は9,512件（対前事務年度比111.2%）、申告漏れなどの非違件数は7,826件（同108.7%）、追徴税額の合計は824億円（同112.2%）と、いずれも増加しています。また、文書、電話での連絡や来署依頼による面接を通じて申告内容を是正する「簡易な接触」も増加し、21,969件（同117.0%）でした。申告漏れなどの非違件数は5,796件（同114.1%）、追徴税額の合計は138億円（同113.0%）と、平成28事務年度の公表開始以降で最高を記録しました。

相続税の申告漏れは、制度への理解不足が原因となるケースが少なくありません。申告に不安がある場合は早めに専門家に相談し、適切な申告を行うようにしましょう。

# 遺言書に添える「言葉」の役割 家族への想いを形にする方法

遺言書には『付言事項』という記載事項欄を設けられます。法的効力こそありませんが、家族への感謝の言葉や財産配分の背景や理由を伝えることで、相続トラブルの予防や円満な承継に大きく寄与します。今回は、付言事項の役割と活用方法について説明します。

### なぜ『付言事項』が重要なのか 言葉がもたらす安心感と納得感

遺言書には、遺産分割の方法や相続の割合など法的な効力を持つ法定遺言事項のほかに、家族への想いやメッセージを自由に書き添えることができます。これが『付言事項』です。付言事項自体には、法的拘束力はありませんが、残された家族の心情に働きかけ、遺言者の「真意」を伝える重要な役割を果たします。特に遺産の分け方に不満が生じやすいケースでは、付言事項によって背景や理由を説明することで、相続人の理解を得やすくなります。

付言事項として記載されることの多い内容としては、次のようなものがあります。

#### ① 家族への感謝の言葉

長年支えてくれた配偶者や、介護をしてくれた親族などへの感謝を伝えることができます。

#### ② 財産配分の背景や理由

どうしてこのような財産の分け方をしたのか、たとえば「なぜ長男に自宅を継がせるのか」「なぜ次男の相続分が少ないのか」といった理由を明確にし、納得を促します。

#### ③ これからの家族への願い

これから家族がどうあってほしいのか、たとえば「私が死んだ後も兄弟仲良く暮らすように」「実家を守ってほしい」といった家族への想いを未来へ向けて伝えることができます。

特に遺言で法定相続分と異なる財産配分をする場合は、理由が示されていないと不信感や不満につながる場合があります。しかし、「次男には生前に援助を行なったため」などの背景が記されていれば、相続人の理解が得られやすく、争いの防止にもつながります。

### 心に響くメッセージの書き方 付言事項を記載する際の注意点

遺言書に付言事項を記載する際には、次のような点に注意することで、相続人に受け入れられやすくなり、相続人同士の関係の維持にもつながります。

① 自身の言葉で、素直かつ具体的に想いをつづること。

② 誰かを責めるような表現は避けること。

「長男は面倒を見てくれなかった」などの記載は遺恨につながります。

③ 財産の分け方を決めた背景や理由については、特定の相続人に偏りすぎないこと。

全員への配慮を忘れず、誤解を招かない表現を心がけます。

また、付言事項は自由に記載できるとはいえ、実務上は、次の点にも注意が必要です。

④ 無理難題や実現困難な要求は避けること。

再婚禁止など、個人の自由を過度に制限する内容は適切ではありません。

⑤ 遺言の本文と矛盾する内容を書かないこと。

法的拘束力を持つ部分と整合性が取れているか必ず確認します。

⑥ 自筆証書遺言の場合は、付言事項も含めて全文を自書すること。

民法により、原則として全文の自書が求められています。

遺言書は、財産の承継方法を示すだけでなく、家族への「最後のメッセージ」でもあります。付言事項を活用することで、財産だけでなく想いも伝えることができ、家族の絆を未来へつなぐ大切な役割を果たします。

# 葬儀費用などで困らないために 預貯金の仮払い制度とは

銀行口座は、原則、名義人の死亡を銀行が把握した時点で「凍結」され、遺産分割協議が成立するまで入出金ができなくなります。そこで、急な出費が必要な場合に備え、一定額を払い戻せる「仮払い制度」が設けられています。今回は、本制度について解説します。

### 口座凍結の悩みと解決策 遺産分割協議前に引き出す方法

金融機関が口座名義人の死亡を把握すると、預金口座は凍結され、遺産分割協議が成立するまで原則として引出しができません。これは、預貯金が相続財産として位置付けられていることから、相続人全員の共有財産を保護し、不正な引出しを防ぐための措置です。

しかし、口座が凍結されると、葬儀費や医療費、当面の生活費など、早急に必要となる支払いに対応できないおそれがあります。

そこで設けられたのが「仮払い制度」です。これは、遺産分割協議が成立する前であっても、法定相続人が被相続人名義の預貯金を一定額まで引き出せる制度です。従来は遺産分割するまで口座の凍結を解除できず、葬儀費用などの急な支払いに困るというケースが多かったため、法改正により導入されました。

「仮払い制度」には、次の2つの利用方法があります。

#### ①金融機関の窓口で直接請求する方法

家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関において各相続人が単独で手続きをすることができます。引き出せる額は、原則として「相続開始時の預金残高×1/3×当該相続人の法定相続分」で、1つの金融機関につき上限が150万円と定められています。

#### ②家庭裁判所の審判を得て金融機関に請求する方法

①の上限を超える金額が必要な場合には、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立てたうえで、預貯金債権の仮分割の仮処分を申し立てます。認められると、裁判所が認めた金額の範囲内で引き出すことができますようになります。

### 手続きの流れと準備すべき書類 制度を利用する際の注意点

預貯金の仮払い制度を利用するには、金融機関指定の申請書と本人確認書類に加え、次の書類を準備して、窓口で手続きを行います。ただし、金融機関によって必要書類などが異なることもありますので、事前に確認が必要です。

#### ①金融機関の窓口で直接請求する場合

- ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本等
- ・相続人全員の戸籍謄本
- ・払い戻しを受ける相続人の印鑑証明書

#### ②家庭裁判所の審判を得て金融機関に請求する場合

- ・家庭裁判所の審判書謄本
- ・払い戻しを受ける相続人の印鑑証明書

また、仮払い制度を利用するにあたっては、次の点に注意が必要です。

①引き出した金額は、後日の遺産分割協議において、取得額として調整されます。仮払いは「相続財産の前取り」として扱われるため、最終的な分割に反映されます。

②ほかの相続人に無断で利用するとトラブルの原因となる可能性があります。事前に相談し、理解を得ておくことが望ましいです。

③相続放棄を検討している場合は利用しないこと。仮払いを受けると「相続を承認した」と判断され、相続放棄が認められなくなる可能性があります。

「預金の凍結」は、相続開始直後の家族にとって大きな不安要素の一つです。本制度を理解しておくことで、急な支払いに備え、経済的な混乱を最小限に抑えることができます。万一に備え、「どの金融機関にいくら預金があるか」を家族が把握できるよう、日頃からの情報共有が大切です。

# 「あげた・もらった」を残す 贈与契約書の書き方と重要性

贈与では「身内だから口約束で十分」という思い込みが、後の税務調査や親族間トラブルを招く原因になりかねません。贈与を確実に証明するには「贈与契約書」の作成が不可欠です。生前贈与を適切に行うための書面作成のポイントと実務上の注意点を整理します。

### なぜ贈与契約書が必要なのか トラブルを防ぐ「証拠」の重要性

贈与とは、贈与者が「無償で与える」意思を示し、受贈者がそれを「受諾」することで成立する「契約」です。口頭でも成立しますが、書面がない贈与は、履行前であれば一方的に撤回できるため、後にトラブルに発展するおそれがあります。そのため、贈与契約書の作成が重要となります。

贈与契約書作成のメリットは次のとおりです。

#### ①税務調査対策になる

贈与の日時、金額、当事者を明確に証明でき、申告漏れや名義預金との指摘を予防できます。

#### ②贈与の事実を裏付ける証拠になる

口約束では証拠が残らず放置されてしまい、贈与が無効と扱われる可能性もありますが、契約書があれば贈与の履行を主張することができます。

#### ③親族間のトラブル防止につながる

遺産分割の場面などで、「あの時もらったはず」「生前贈与があったと聞いていない」といった誤解を防ぎ、親族間の不信感を軽減できます。

### 契約書をつくる際の実務ポイント これだけは押さえない記載項目

贈与契約書を作成する際は、贈与の内容を明確にするため、次の項目を必ず記載します。

- ①いつ：贈与契約の締結日や贈与の履行日
  - ②誰が／誰に：贈与者と受贈者の氏名・住所
  - ③何を：現金であれば金額、不動産であれば物件の所在や地番、家屋番号など
  - ④どのように：振込先口座の指定など贈与の方法
- 契約書は2通作成して、双方が署名捺印したうえで、それぞれが保管します。

なお、現金を贈与する場合には、次の点にも注意が必要です。

- ①契約書を作成したうえで銀行振込を利用し、通帳に贈与の記録を残す
- ②贈与するたびに契約書を作成する
- ③定期贈与とみなされるような文言を避ける

贈与契約書は、贈る側と受け取る側の双方を守る「安心の証明書」です。適切な書面作成と記録の積み重ねが、将来の円満な相続につながります。